

# 地域でつながり、共につくろう 笑顔あふれる福祉のまち しゅうなん

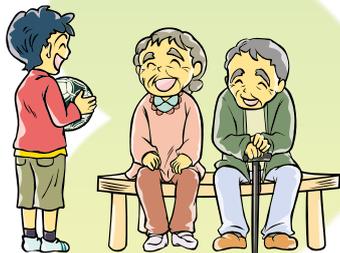
## 第3次 周南市地域福祉計画

### 概要版



#### 【あるべきまちの姿】

人々が元気で安心して生活しているまち



笑顔で近所の人々が助け合い支え合っているまち



気軽に相談でき、必要なときに必要な情報が得られるまち



住み慣れた地域で生活するための様々な福祉サービスがあるまち



平成28年3月

山口県 周南市

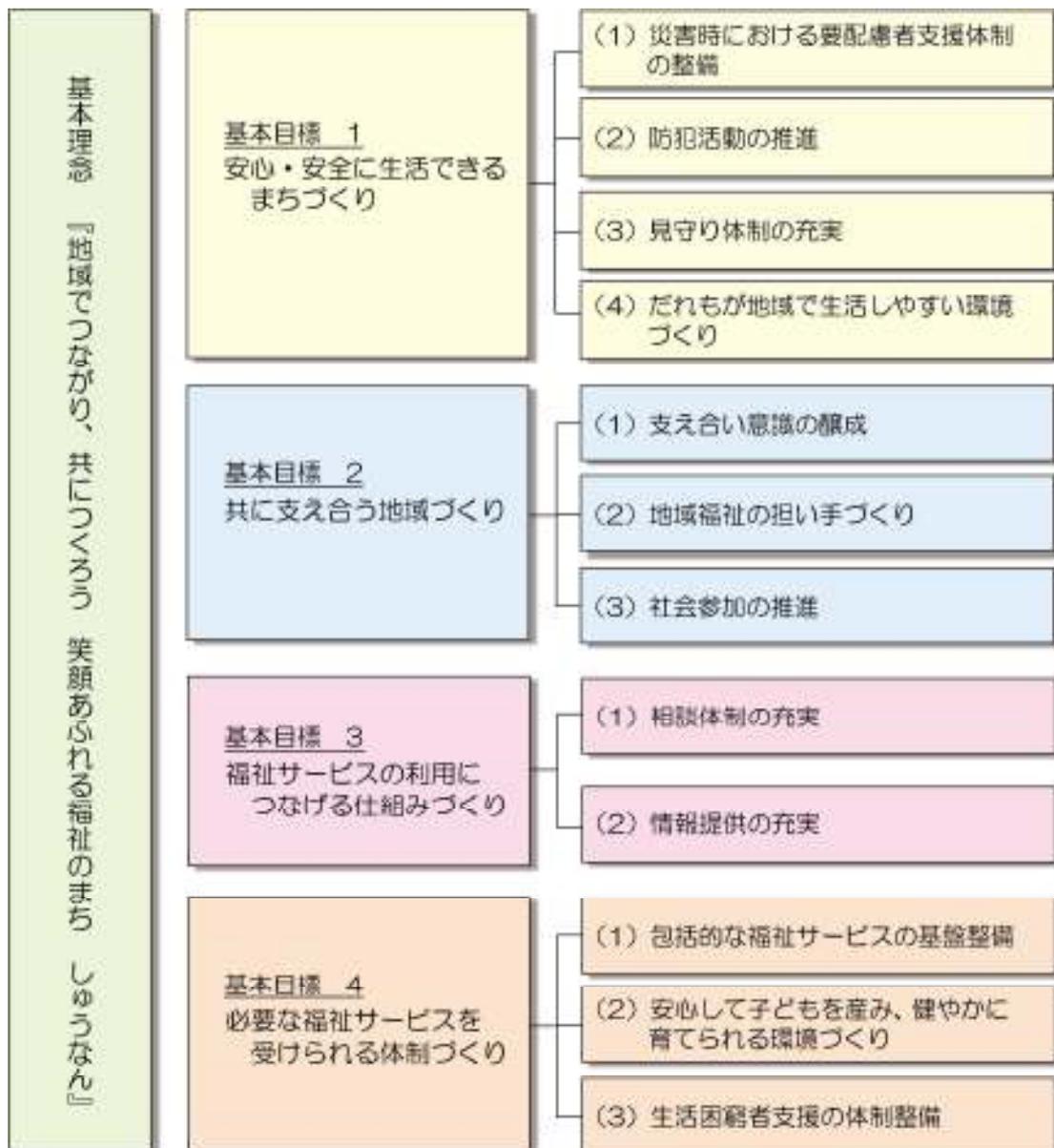
# 地域福祉計画とは

「地域福祉」とは、だれもが住み慣れた地域で、いつまでも安心していきいきと暮らせるよう、地域住民や地域組織、社会福祉協議会、民間事業者、行政等が互いに協力し合い、様々な福祉の課題の解決を図る取組のことをいいます。少子高齢化が進み、家族形態の変化や価値観の多様化などで地域や家庭で支え合う力が弱くなっていく中、地域福祉の課題に的確に対応するための計画として「第3次周南市地域福祉計画」を策定いたしました。

## ① 計画の期間について

- 本計画は、平成28年度から平成32年度までの5か年の計画として策定しています。
- 計画の進捗状況については毎年評価を行い、社会状況の変化に対応させるため、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

## ② 計画の体系



# 基本目標

## 1 安心・安全に生活できるまちづくり

### (1) 災害時における要配慮者支援体制の整備

#### 【施策の方向性】

地域・関係機関・行政がそれぞれの役割分担を確認したうえで、災害時の要配慮者に対する支援のネットワークづくりを行います。

市民一人ひとりの取組	地域・団体の取組	行政の取組
<ul style="list-style-type: none"><li>避難場所や避難方法を確認しておき、災害時は近所同士で助け合います。</li><li>地域の防災訓練などに積極的に参加します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>地域の防災体制の充実</li><li>防災訓練等の実施</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>避難行動要支援者の避難支援体制整備</li><li>福祉避難所の充実</li></ul>

### (2) 防犯活動の推進

#### 【施策の方向性】

地域、関係団体、行政等がそれぞれの役割分担の中で、防犯パトロールや防犯に関する啓発活動等を行います。

市民一人ひとりの取組	地域・団体の取組	行政の取組
<ul style="list-style-type: none"><li>日頃から近所の子どもや高齢者などを見守ります。</li><li>地域の防犯活動に積極的に参加します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>登下校時の防犯パトロール</li><li>地域での防犯に関する啓発</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>防犯に関する情報提供、啓発活動</li><li>防犯灯設置に対する助成</li><li>消費生活相談体制の強化</li></ul>

### (3) 見守り体制の充実

#### 【施策の方向性】

地域の人々や企業、ボランティア、関係機関・団体、行政等が協力し、きめ細かな見守り体制を構築していきます。

市民一人ひとりの取組	地域・団体の取組	行政の取組
<ul style="list-style-type: none"><li>近所にひとり暮らしの高齢者等がいたら日頃から気にかけて、必要に応じて生活の援助を行います。</li><li>生活上の援助が必要になったときには、まずは地域の人に相談してみます。</li><li>近所の人の変更に気づいたら、速やかに市役所や専門相談機関に連絡します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>支援が必要な人の把握</li><li>地域の見守り活動の充実</li><li>もやいネット支援事業者（見守り協定事業者）への参加</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>もやいネット地区ステーションの機能充実</li><li>もやいネット支援事業者（見守り協定事業者）の拡大</li><li>介護予防・生活支援の必要な人の把握及び介護予防サービス・生活支援サービスのコーディネート機能の整備</li></ul>

## (4) だれもが地域で生活しやすい環境づくり

### 【施策の方向性】

高齢者や障害者、子育て中の家族等が外出しやすい環境を確保するために、公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めます。

徒歩や自家用車による移動が困難な人に配慮し、身近で日常生活に必要なサービスが提供されるようなまちづくりを進めます。

市民一人ひとりの取組	地域・団体の取組	行政の取組
<ul style="list-style-type: none"><li>近所に移動が困難な人がいたら代わりに買い物をするなど、できる範囲で支援します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>高齢者や障害者、子育て中の家族などが安心して外出できるマップ等の作成</li><li>地域の実情に合った移動手段の確保についての話し合い</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化</li><li>医療、福祉、商業などの都市機能の適切な立地</li><li>公共交通の利用促進及び維持</li><li>地域の実情に合った交通システム導入の検討</li></ul>

## 基本目標

### 2 共に支え合う地域づくり

#### (1) 支え合い意識の醸成

### 【施策の方向性】

地域において様々な支援が必要な人がいること、地域の人々が支え合い、交流し、活動に参画することで地域が活性化することを広く伝え、支え合い意識の醸成を図ります。

市民一人ひとりの取組	地域・団体の取組	行政の取組
<ul style="list-style-type: none"><li>普段から近所同士で、あいさつや声かけをするよう心がけます。</li><li>民生委員・児童委員の活動を理解し、協力します。</li><li>地域の行事に参加し、近所の人との交流を深めます。</li><li>地域の問題に関心を持ち、講演会や研修会に積極的に参加します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>地域の交流の場を増やす</li><li>市の出前トークなどを利用した学習の場の設置</li><li>地域の組織同士による連携と地域の課題解決への取組</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>地域福祉に関する意識啓発</li><li>公民館や隣保館を拠点とした地域福祉推進活動の支援</li><li>市民が活動できる場所の提供</li><li>認知症、精神障害、発達障害のある人などについての正しい理解を広める</li><li>関連部署との連携による、地域と協働した地域づくり</li></ul>



## (2) 地域福祉の担い手づくり

### 【施策の方向性】

社会福祉協議会との連携のもと、地域で行っている活動への支援を行うとともに、研修会の開催などを通じてリーダーの養成を行います。

市民一人ひとりの取組	地域・団体の取組	行政の取組
<ul style="list-style-type: none"><li>• 各自が持っている知識や経験を地域の活動に活かしていきます。</li><li>• リーダー育成に関する研修会等に参加します。</li><li>• 自分自身の生きがいづくりや介護予防として地域活動等に参加します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 地域活動を担うリーダーの育成</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 自治会、コミュニティ等の活動の支援</li><li>• 研修会の開催等を通じたリーダーの育成</li><li>• 高齢者の生活サービスを支える「生活支援サポーター」の養成</li><li>• 高齢者リーダーの育成</li></ul>

## (3) 社会参加の推進

### 【施策の方向性】

市民活動団体等による自主的・主体的な活動を支援します。公民館やいきいきサロン等での活動や生涯教育の推進、生涯スポーツの振興、地域で行われる介護予防教室などを通じて人との交流を持ち、いつまでも生きがいを持って生活できる環境を整備します。

市民一人ひとりの取組	地域・団体の取組	行政の取組
<ul style="list-style-type: none"><li>• 地域活動や地域で行われる生涯学習、スポーツなどのイベントに参加するようにします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 地域活動の推進と参加呼びかけ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 学校や公民館を活用した世代間交流の場づくり</li><li>• だれもが参加できるスポーツ・文化芸術活動の振興</li><li>• 高齢者や子育て中の家族の地域でのふれあい交流の場となる「ふれあい・いきいきサロン」、「ふれあい子育てサロン」の充実</li><li>• 老人クラブの活動支援</li></ul>

— いきいきサロン活動風景 —



# 基本目標

## 3 福祉サービスの利用につなげる仕組みづくり

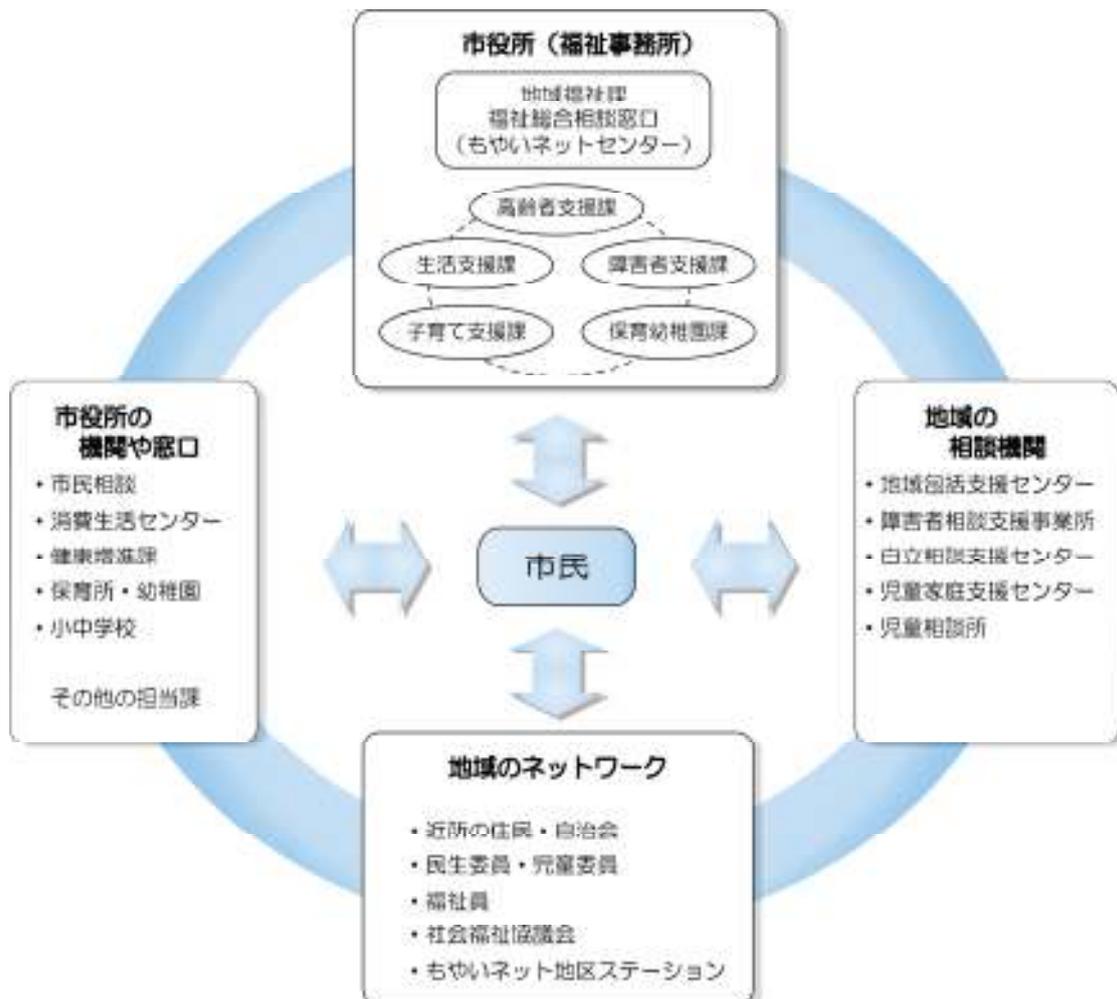
### (1) 相談体制の充実

#### 【施策の方向性】

市の相談窓口における職員の相談能力を高めるとともに、地域の相談機関や関係機関との連携強化を図ります。市の「福祉総合相談窓口」を入口として、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいなどの個別支援が一体的に提供される「地域包括ケア」の構築に向けて、市の関係課や関係機関との調整や、相談・支援を行う体制の充実を図ります。

市民一人ひとりの取組	地域・団体の取組	行政の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃から悩み事について相談できる相手や機関を見つけておきます。</li> <li>・周囲に悩み事がある人がいたら、相談相手や相談場所を紹介します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門の相談機関、社会福祉協議会、行政と連携して地域で困っている人の相談に応じる</li> <li>・相談窓口等の情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各所管の相談窓口や福祉総合相談窓口「もやいネットセンター」の機能充実</li> <li>・行政各部署・機関の間で連携を密にし、情報を共有</li> <li>・専門相談機関との連携</li> <li>・関係機関との連絡調整会議（個別ケア会議）開催</li> </ul>

### 周南市における相談・支援体制のイメージ



## (2) 情報提供の充実

### 【施策の方向性】

複雑化する福祉制度や市内で利用できる福祉サービスについて、情報を必要とする人にわかりやすく伝えられるよう工夫します。情報収集能力の強化や関係者間の情報共有を図り、タイムリーな情報を提供できるよう努めます。

市民一人ひとりの取組	地域・団体の取組	行政の取組
<ul style="list-style-type: none"><li>・日頃から、「広報しゅうなん」や市のホームページに目を通すようにします。</li><li>・「しゅうなんメールサービス」に登録して、市からのお知らせなどの情報を得るようにします。</li><li>・子育て応援サイト・アプリ「はぴはぐ」に登録して、子どもの年齢に応じた情報を得るようにします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・出前トークなどの開催</li><li>・情報入手が困難な人に確実に情報が届くような仕組みをつくる</li><li>・地域や団体の情報を積極的に発信</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・「広報しゅうなん」や市のホームページによる福祉制度や福祉サービスなどの情報提供</li><li>・「しゅうなんメールサービス」の内容充実と利用者拡大</li><li>・子育て応援サイト・アプリ「はぴはぐ」の内容充実</li><li>・様々な対象者に向けた情報サイト導入の研究</li><li>・意思疎通を図ることに障害のある人への支援</li><li>・新しい情報通信技術を活用した情報提供についての研究</li><li>・「しゅうなんメールサービス」や福祉の情報提供サイトの利用啓発</li></ul>

## 基本目標

### 4 必要な福祉サービスを受けられる体制づくり

#### (1) 包括的な福祉サービスの基盤整備

### 【施策の方向性】

介護保険サービス、高齢者福祉サービス、障害者福祉サービス、子育て支援サービス、生活支援サービス等、必要な福祉サービスの充実を図ります。

多機関・他分野の協働により、高齢者、障害者、児童、生活困窮者といった制度の枠を超えて、本人のニーズを起点に支援の調整を行い、地域で生活する住民だれもがその人の状況に合った支援が受けられる新しい地域包括支援体制の構築を図ります。

関係機関と連携して障害者に対する就労支援を充実させます。

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）、成年後見制度の活用を進めます。

市民一人ひとりの取組	地域・団体の取組	行政の取組
<ul style="list-style-type: none"><li>・自分でできることは自分で行い、必要に応じて地域の支援を受けたり福祉サービスを利用したりします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域でできる見守り活動や助け合い活動</li><li>・NPO法人、ボランティア団体等による、地域の福祉ニーズに合わせたサービス提供</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉・医療・保健・住宅サービス等の一体的提供と生活支援サービスの配置による、住み慣れた地域で安心して生活できる体制の整備</li><li>・市内の医療・介護の多職種ネットワーク「あ・うんネット周南」等との連携による在宅医療・介護の推進</li><li>・障害者の就労支援</li><li>・日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用</li><li>・福祉サービス提供事業者等に対する指導監査の充実</li></ul>

## (2) 安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境づくり

### 【施策の方向性】

子育て支援サービスや保育サービスの充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境を整備します。少子化に少しでも歯止めがかけられるような施策を検討します。

市民一人ひとりの取組	地域・団体の取組	行政の取組
<ul style="list-style-type: none"><li>子育て中の世帯は、子育てサークルなどに参加したり子育て支援センターを利用したりするなどして、子育ての悩みをひとりで抱え込まないようにします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>地域全体での子どもの見守り</li><li>子育ての悩みを持つ親への声かけ等の支援</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>子育てサークルへの補助による、地域で子育て中の家族を支援する環境づくり</li><li>母子保健指導等の充実による健やかに子どもを産み育てられる環境づくり</li><li>保育サービスや放課後児童クラブの拡充</li><li>支援の必要な子どもや家庭に対する支援の充実</li><li>子どもや家族を持つことを前向きに考えられるような意識啓発</li><li>「出会いや結婚」の場を提供する取組に対する支援</li></ul>

## (3) 生活困窮者支援の体制整備

### 【施策の方向性】

個人の尊厳の確保に留意し、本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず、日常生活自立や社会生活自立などの本人の状態に合わせた支援体制を構築します。

市民一人ひとりの取組	地域・団体の取組	行政の取組
<ul style="list-style-type: none"><li>生活をするうえで困っていることを行政等の相談窓口へ明確に伝えていきます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>地域で孤立し、支援が必要な人の早期発見と、専門の相談機関への連絡</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>相談や他の部署・機関との連携による生活困窮者の早期把握</li><li>「支援調整会議」の充実</li><li>自立相談支援及び住居確保給付の実施と、就労準備支援、一時生活支援等の支援の必要性検討</li><li>生活困窮者の子どもが、経済的理由で学習機会を失わないような学習支援や「生きる力」を身に付けるための生活支援の検討</li></ul>

## 周南市第3次地域福祉計画（概要版）

問い合わせ先

平成28年3月 発行 周南市 編集 周南市福祉部地域福祉課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 電話：0834-22-8465

FAX：0834-22-8396